

「子の看護休暇制度」の改定について

鹿児島銀行（頭取 郡山明久）は、2025年4月の育児・介護休業法改正に伴い、「子の看護休暇制度」を改定しますので下記のとおりお知らせします。

記

1. 改定日

2024年10月1日（火）

※法改正は2025年4月に施行予定ですが、前倒しで制度改定を実施します。

2. 制度概要

法改正内容に準拠し、以下の2点を改定します。

（1）名称変更

「子の看護休暇制度」を「子の看護等休暇制度」に変更。

（2）取得理由の追加

取得理由に「感染症に伴う学級閉鎖等」、「入園（入学）式および卒園（卒業）式」を追加。

	現行	改定後
名 称	子の看護休暇制度	子の看護等休暇制度
取得理由	1. 子の負傷 2. 子が疾病にかかった際の看護 3. 子の疾病の予防を図るために必要な子の世話 ※予防接種又は健康診断を受けさせる場合含む	1. 子の負傷 2. 子が疾病にかかった際の看護 3. 子の疾病の予防を図るために必要な子の世話 ※予防接種又は健康診断を受けさせる場合含む 4. 感染症に伴う学級閉鎖等 5. 入園（入学）式および卒園（卒業）式
対 象 者	中学校就学前の子（小学校6年生まで）を養育する従業員	変更なし
付与日数	子1人につき5日間/年、2人以上の場合は10日間/年を限度とする 取得単位は、1日または時間単位とする	変更なし

3. 対応するSDGs



目標 5. ジェンダー平等の推進

目標 8. ワーク・ライフ・バランスの推進

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島銀行 人事部 人事グループ

TEL : 099-239-9739 (ダイヤルイン)